

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金制度の運営に当たっては、日頃からご尽力いただいているところであるが、今般発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、雇用調整助成金の活用による雇用維持支援の役割がより一層重要になることが見込まれるところである。これに伴い、雇用調整助成金の特例を設けることとしたので、下記に留意し、適切な対応をしていただくようお願いする。

記

第1 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例の概要

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金(以下「助成金」という。)において、平成23年東北地方太平洋沖地震等の災害(以下「震災」という。)に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、新たに東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主として特例を適用することとする。

上記事業主については、生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮するとともに、平成23年6月16日までの間は震災後1か月間の生産指標の値が減少する見込みである事業所の事業主も対象とする。また、同日までの間に提出された計画届について、事前に届け出られたものとして取り扱うこととする。

第2 支給要領の読替え

助成金の支給については、「雇用調整助成金支給要領」(平成13年9月12日付け職発第540号、能発第387号、雇児発第595号「経済社会の変化に対応

する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」別添1）及び「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」（平成20年11月28日付け職発第1128007号「雇用安定事業の実施等について」別添2（以下「支給要領」という。）の定めるところにより行うこととするが、次に掲げる事項については、支給要領の定めにかかわらず、次に定めるものによるものとする。

1 対象事業主

震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業所の事業主として、以下の事業主を支給要領0200に加える。

東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主（以下「被災地域事業主」という。）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主であって、以下のいずれかに該当するもの。

イ 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主

ロ 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主

2 対象期間

初回計画届の届出の際に事業主が指定した日（ただし平成23年3月11日以降に限る。）から1年間とする。

3 経済上の理由の確認

被災地域事業主については、支給要領0802第1項本文に「景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む。）の出現、消費者物価、外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化」とあるのは、「平成23年東北地方太平洋沖地震の災害の影響による①人的・物的交通の阻害又は途絶、②需要の減少又は集客の困難、③従業員の出勤困難、④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害、⑤その他これらに準ずる経済事情の変化」と読み替えるものとする。

この場合において、単に震災により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる事業活動の停止又は縮小は、支給要領0802第1項第2号により、

助成金の対象とならないことに留意すること。

4 労働組合等との間の協定

支給要領0300第4号及び0400第4号において、労働組合等との間に協定を結ぶ必要があるが、震災の影響によりこれが困難である被災地域事業主は、労働組合との確約書等によって実施しても差し支えない。

5 書類の整備

支給要領0301及び0402において、整備・保管しなければならない書類を規定しているところであるが、震災の影響によりこれが著しく困難な被災地域事業主は、当該要件は適用しないこととする。また、これに伴い計画届、支給申請書等の提出時に添付を求めている書類の一部について提出が著しく困難な場合、事業主の疎明により代替しても差し支えない。

6 遡及適用

計画届の事前届出については、支給要領0700の規定にかかわらず、平成23年6月16日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとして取り扱って差し支えない。

7 申出書の提出

通常、初回計画届の提出時に「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」（様式第1号(2)及び様式第2号(2)）も併せて提出することとしているが、被災地域事業主として助成金を受けようとする事業主については別添の「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（震災被害用）」（様式第96号）を用いること。

第3 適用日

上記第2の1にある対象事業主は、平成24年3月10日までに初回計画届を提出した事業主のうち、対象期間の初日が平成24年3月10日までの間にある場合について適用するが、ロによる確認については、平成23年6月16日までの間に提出された計画届について適用する。

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（震災被害用）

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

事業主 住 所 〒
 又は 名 称
 代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
 公共職業安定所長経由)

事業主又は 住 所 〒
 (提出代行者・事務代理者) 名 称
 社会保険労務士 氏 名

	A 判定基礎期間の前または震災後（※）の 1 箇月の指標	B A に対応する期間の指標	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
月 間 売 上 高 ()					

(東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主に該当しますか)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主である。

(はい ・ いいえ)

○ 東北地方太平洋沖地震等の影響について、次の①から⑤のうちどれに該当するか、またその具体的な状況を記述してください。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等の影響による

- ①人的・物的交通の阻害又は途絶
- ②需要の減少又は集客の困難
- ③従業員の出勤困難
- ④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害
- ⑤その他これらに準ずる経済事業の変化

(※) 平成 23 年 6 月 16 日までは震災後の 1 箇月の生産指標の値が減少する見込みである事業所も対象とします。A 欄に震災後の 1 箇月の指標を記入するときは、見込みの数値を記入してください。

注 意

- 1 この申請書は、初回の休業等実施計画（変更）届又は出向実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。
- 2 A 欄及び B 欄には、月間売上高又は生産量等を記入してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記入し、それにより算定した数値を記入してください。
- 3 A 欄に判定基礎期間の前の 1 箇月の指標を記入するときは、雇用調整を開始する日の前月または前々月の数値を記入してください。
A 欄に震災後の 1 箇月の指標を記入するときは、見込みの数値を記入してください。
B 欄は、A 欄の記入に係る期間の直前 1 箇月又は前年同期の数値を記入してください。
- 4 この様式の提出に当たっては、A 欄、B 欄若しくは C 欄の数値を証する書類（写）を添付してください。
- 5 ※欄には、記入しないでください。